

# 名古屋市 東山動植物園「動物スポンサー」募集要領

## 【 趣旨 】

東山動植物園では、開園 100 周年を迎える令和 18 年度を目標に、東山動植物園再生プラン（以下「再生プラン」という。）に取り組んでいます。

再生プランは、東山動植物園が動植物の展示、環境教育、種の保存、調査研究を展開することで自然のすばらしさや大切さを体験、体感するとともに、市民の様々なニーズに対応したフィールドを提供することによって、動植物園が「人と自然の懸け橋」になることを目標としています。

また、再生プランでは、動植物園と企業の活動や取組みが、相乗効果を発揮できるような場を設け、そこに協賛を受けられるようにすることとしています。 その一環として、「動物スポンサー」を募集いたします。

## 【 概要 】

動物スポンサー制度は、東山動植物園で展示している全ての動物を対象として、法人の皆さまに「動物スポンサー」となっていただくものです。

法人の皆さまには「スポンサー料」を納入していただき、東山動植物園からは「動物スポンサー」となっていただいた法人の皆さまに特典を付与します。

## 【 対象動物及びスポンサー料 】

対象動物は、東山動植物園で展示している全ての動物です。スポンサー料は、対象動物の種類にかかわらず 1 口 200,000 円（年額）です。1 口以上の単位でお申込みいただきます。

## 【 動物スポンサーの種別 】

動物スポンサーは、

- ◆ 対象動物の種類ごとの「動物種スポンサー」（例：コアラ、アジアゾウ）
- ◆ 特定の個体ごとの「個体スポンサー」（例：コアラのティリー、アジアゾウのさくら）を設定しております。法人の皆さまには、いずれかご希望の種別をご選択いただけます。

なお、個体に愛称のない動物は動物種スポンサーのみとなり、個体スポンサーはありません。

## 【 特典 】

- 1 東山動植物園の正門付近にある支援表示看板に動物スポンサーである旨の表示をいたします。
- 2 対象動物舎に、動物スポンサーである旨の表示をいたします。
- 3 「動物スポンサー認定証」を発行します。
- 4 対象動物のスポンサーである旨の文言を使用することを承認します。
- 5 対象動物の写真データを必要に応じて提供します。
- 6 東山動植物園の春まつり等の招待券を提供します。

\* 1 の表示の大きさは最大縦 91mm、横 257mm とします。

\* 2 の表示の大きさは最大縦 182mm、横 257mm とします。

## 【 申込み方法 】

申込みは、様式「名古屋市 東山動植物園 動物スポンサー申込書」に必要事項を記載し、下記の申込み先まで郵送又は持参により、お申し込みください。

## 【 申込み時期 】

随時（12月29日から1月1日を除く）申込みが可能です。

## 【 申込み資格 】

政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人及び名古屋市緑政土木局広告掲載要綱第4条に定める規制業種・事業を営む者を除き、動物スポンサーになることを希望する法人が申込みできます。

また、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないことが条件となるので、法人の代表者及び役員全員について、愛知県警察本部へ役職名、氏名(フリガナ)、生年月日、性別及び住所の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただくことがあります。

## 【 スポンサー期間 】

- 1 動物スポンサー認定日から1年間を動物スポンサー期間とします。
- 2 複数年にわたる動物スポンサーも可能です。複数年をご希望の場合は、年ごとにスポンサー料を納入していただきます。

## 【 支払方法 】

スポンサー料は、名古屋市が発行する納入通知書により指定の金融機関から納入していただきます。納入期限はスポンサー期間開始月の月末とします。

## 【 スポンサー料の取扱い 】

- 1 スポンサー料は、名古屋市への寄附金として東山動植物園の動物のエサ代などに活用します。
- 2 いかなる場合でもスポンサー料の返還はいたしません。

## 【 認定の取り消し 】

次のいずれかに該当する場合にはスポンサー期間中であっても、認定を取り消すことがあります。その場合、特典を受けることはできません。

- ・スポンサー料の納入がない場合
- ・上記「申込み資格」の要件を満たしていないこと又は事業内容について虚偽の記載があることが判明した場合
- ・当園がスポンサー表示の掲出について適当でないと認める場合

## 【 その他 】

- 1 対象動物が転出、死亡等によりいなくなった場合は、他の対象動物の動物スポンサーになっていただきます。
- 2 個体スポンサーについて、対象個体が転出、死亡等によりいなくなり、かつ対象動物に他の個体がいる場合は、対象動物の他の個体スポンサー又は動物種スポンサーになっていただきます。
- 3 動物スポンサーが、対象動物によって商品開発や商品販売などの営利事業を行う場合には、東山動植物園のブランド戦略パートナーと協議を行っていただき、合意を得た後に事業展開を行っていただきます。なお、コアラについてはオーストラリアの政府との合意書により営利目的の使用に制限がありますので、お問合わせください。

【 申込み先(問合わせ先) 】

〒464-0804 名古屋市千種区東山元町 3-70

名古屋市東山総合公園管理課 (TEL : 052-782-2111 FAX : 052-782-2140)

電子メールアドレス : [higashiyama@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp](mailto:higashiyama@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp)

